

令和元年12月3日

名寄市長 加藤 剛 士 様

名寄市自治基本条例検討委員会
委員長 関 朋 昭

名寄市自治基本条例に関する意見書について

令和元年5月8日に委員の委嘱を受けました名寄市自治基本条例検討委員会においては、名寄市自治基本条例第35条の規定に基づき、本条例が市民の意識や社会状況の変化などに適合しているか否かについて検討を行いました。

検討した結果、別紙「名寄市自治基本条例に関する意見書」のとおり意見を取りまとめましたので、提出します。

**名寄市自治基本条例に
関する意見書**

**令和元年12月3日
名寄市自治基本条例検討委員会**

もくじ

1	はじめに	1
2	検討結果	2
	（1）条例の見直しについて	2
	（2）名寄市の取組みについて	2
3	検討委員会の概要	4
	（1）検討委員会の開催状況	4
	（2）委員名簿	5
	（3）設置要綱	6

1 はじめに

名寄市自治基本条例は、市民が主体のまちづくりを進めるための基本的な考え方や方針を定める条例として、平成22年4月1日に施行されました。

この条例の施行から10年目を迎えた令和元年5月、条例第35条に基づき、公募や地域特性について識見を有する者、計12人の委員で構成する「名寄市自治基本条例検討委員会」が設置されました。

名寄市では、条例の基本理念や原則の実現に向け、これまでさまざまな取組みが行われてきましたが、本条例が市民の意識や社会状況の変化に適合しているかどうかの検討を開始しました。

令和元年5月以降、全5回の会議を開催し、「アンケート調査結果」、「社会状況の変化」、「市の取組み」、「他市との比較」などについて議論を重ね、慎重に検証を行い、このたび意見書としてまとめました。

この意見書が、名寄市自治基本条例の基本理念を再認識する契機とするとともに、市民主体のまちづくりがより一層推進されることを期待します。

2 検討結果

(1) 条例の見直しについて

検討の結果、名寄市自治基本条例は、現段階において、市民意識や社会状況の変化に対して改正の必要はないと考えます。

条例の条文は、まちづくりを進めるための基本的ルールとして適切に表現されており、不備は見当たらないという結論に至りました。

ただし、市民アンケートの調査結果などから、名寄市自治基本条例の認知度が低く、また、まちづくりへの市民参加が少ない現状を踏まえ、次のとおり今後の取り組みの参考としていただくよう整理しました。

(2) 名寄市の取り組みについて

① 市民周知

名寄市（行政）が実施した本条例に関する市民アンケート結果から、名寄市自治基本条例の認知度が低い現状にあります。市では、条例第35条の規定によって5年ごとに有識者会議や検討委員会を立ち上げ検討や市民周知を図っているが、継続的な取り組みとして市広報誌や市ホームページなど多様な媒体を利用した条例の周知を行うことを求めます。

② 市民参加

市民アンケート結果から、条例の認知度だけでなく、まちづくりに対する市民参加が少ない現状にあります。市民参加型のセミナーの開催など、市民が参加しやすい工夫が必要であると考えます。これまでも、名寄市町内会連合会主催のまちづくり懇談会や出前トークなどの各種取り組みを行っていますが、さらに、市民がより一層気軽に参加できるようなセミナーなどの開催を求めます。

3 検討委員会の概要

名寄市自治基本条例検討委員会の開催状況や委員名簿、設置要綱は次のとおりとなっています。

(1) 検討委員会の開催状況

- ・ 第1回 令和元年5月8日（水）
 - ・ 委嘱状の交付
 - ・ 委員長、副委員長の選出
 - ・ 見直し検討のスケジュールについて
 - ・ 名寄市自治基本条例の策定経過等について
 - ・ アンケート調査の実施について
- ・ 第2回 令和元年6月27日（木）
 - ・ アンケート調査の結果について
 - ・ 社会状況の変化について
- ・ 第3回 令和元年9月19日（木）
 - ・ 市の取組みについて
- ・ 第4回 令和元年10月30日（水）
 - ・ 他市の自治基本条例との比較について
 - ・ 自治基本条例の見直しについて
- ・ 第5回 令和元年11月26日（火）
 - ・ 意見書（案）について

(2) 委員名簿

任期：令和元年5月8日～令和2年3月31日

職	氏名	区分
委員長	関 朋昭	地域特性について識見を有する者
副委員長	中村 洋子	地域特性について識見を有する者
	五十嵐 楓花	公募した者
	梅野 圭介	地域特性について識見を有する者
	大野 洋子	地域特性について識見を有する者
	木賀 義友	地域特性について識見を有する者
	小池 晴行	地域特性について識見を有する者
	竹野 瑠莉	公募した者
	鶴原 真央	地域特性について識見を有する者
	松下 祐司	地域特性について識見を有する者
	元氏 敏明	公募した者
	矢吹 祐子	地域特性について識見を有する者

※委員長、副委員長以外は50音順

(3) 設置要綱

○名寄市自治基本条例検討委員会設置要綱

平成31年2月28日告示第1005号

改正

令和元年5月1日告示第1001号

名寄市自治基本条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 名寄市自治基本条例（平成22年条例第1号。以下「条例」という。）第35条に規定する条例の検討及び見直しに関し、広く意見を聴取し、幅広い観点から検討するため、名寄市自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第35条に規定する検討及び見直しに関する事項
- (2) 前号の検討及び見直しに関し委員会が必要と認める事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、公募した者及び市の地域特性について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときに、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長が選任される前においては、市長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画課において行う。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年3月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和2年3月31日に限り、その効力を失う。

附 則 (令和元年5月1日告示第1001号)

この告示は、公示の日から施行する。